



## 特商法・預託法における 書面交付の電子化に反対します

(一社)北海道消費者協会は2月5日、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当)、消費者庁長官、消費者委員会委員長に対し、「特定商取引法・預託法における書面交付の電子化に反対する意見書」を提出しました。

今年1月14日の第335回消費者委員会で、「特商法・預託法における契約書面等の電子化について」が議題となり、消費者庁は「消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能にする」として、今通常国会に特商法・預託法の改正法案を提出する考えを示しました。(資料1、参考資料 参照)

デジタル化は世界の潮流ではあるものの、全世代にわたって詐欺的な定期購入契約の被害相談が急増している現状を踏まえると、書面交付の電子化は消費者保護に逆行しています。また、悪質な事業者によっては口頭説明後に契約内容を改変し、電子交付では消費者が見逃す危惧さえあります。

こうしたことから、契約書面交付の電子化に強く反対します。この問題では、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会など多くの団体が反対するか、慎重な論議を求めています。

詳しくは添付の意見書を参照ください。

※このニュースリリースは、道政記者クラブ、経済記者クラブに配布しています。

問い合わせ先  
北海道消費者協会  
総務・組織連携G  
電話 011-221-4217

2021年2月5日

内閣府特命担当大臣 井上 信治 様

(消費者及び食品安全担当)

内閣府消費者庁長官 伊藤 明子 様

内閣府消費者委員会委員長 山本 隆司 様

### 特定商取引法・預託法における書面交付の電子化に反対する意見書

一般社団法人 北海道消費者協会  
会長 島山 京子



2021年1月14日の第335回消費者委員会において「特商法・預託法における契約書面等の電子化について」が議題となり、消費者庁は「消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能にする」とし、「次期通常国会に提出予定の特定商取引法及び預託法の改正法案で改正を行う予定である」との方針を示した。続いて1月20日の自民党消費者問題調査会において改正法案の骨子を示し、契約に義務付けられている契約書面等の電磁的交付を可能とする改正内容の説明を行った、との報道がなされた。

社会のデジタル化は、潮流として理解できるものの、2022年4月の成年年齢18歳引き下げに伴う若者を狙った悪質商法の横行が懸念される一方、デジタル経験の浅い高齢者のみならず全世代にわたって詐欺的な定期購入契約の被害相談が急増する現状から、書面交付の電子化は消費者保護に逆行すると言わざるを得ない。しかも、すでに電子交付が行われている電気通信事業、金融商品取引業などは事業者を登録制とし、重要事項説明義務を定めているが、その監視機能もない制度化は危険極まりない。悪質な事業者によっては口頭説明後に契約内容を改変し電子交付では消費者が見逃す危惧さえあり、電子化は容認できない。

特定商取引法に関しては、内閣府規制改革推進会議の照会に対し、消費者庁が回答した「特定継続的役務提供契約（特定権利販売契約）は、①取引の対象である役務提供の内容を事前に確定することが難しいこと、②一定期間の継続的な役務提供に対する金銭の支払を約定するものであることから往々にして高額取引となり、前払形態がとられることが多いなど、役務の提供を受ける者にとって不確実性の高いものである。そのため、契約締結にあたり役務の提供を受けようとする者に、その内容、条件、クーリング・オフ及び中途解約に係る事項等に関して十分な情報提供を行い、適正な情報に基づいた自由な意思決定を確保するために、特定商取引法は役務提供事業者（販売業者）に対して一定の事項を記載した書面を契約締結にあたって及び契約締結時において交付することを義務付け、契約条件及び内容の明確化・透明化を図ることとしている。また、当該書面はいわゆるクーリング・オフの期間の起算点としての意味も有している」との認識は消費者保護の根幹をなしている。

今回の特商法・預託法における契約書面等の電子化は、開かれた十分な論議がないまま突如提示され、拙速といわざるを得ない。書面交付の電子化に強く反対するとともに、その弊害などを慎重に検討すべきであることを申し述べる。

以上